

「新潟市旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画（案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	計画全体	指摘する所はない。 今後については、調査等を通して挙がって来た問題点を1つ1つ解決し、新潟市（=市民）の財産として末永く残す活動を地道に続けていってほしい。	ご意見ありがとうございます。文化財を適切に後世へ引き継ぐよう努めます。	無
2	表紙	計画を誰が策定するかが曖昧。計画の策定者は施設の所有者である新潟市に修正した方が良い。	本市においては、市所有の国指定文化財の保存管理・活用計画は、文化財を所管する教育委員会が策定しています。委託業者名は削除します。	有
3	凡例	凡例の記載を新潟市が計画主体であるとわかるように修正した方が良い。	凡例の記載を新潟市が策定主体であるとわかるように修正します。	有
4	第1章 5頁表1-1、7頁表1-3	計画の検討組織はシンプルで良い。 計画書の執筆分担は明記しない方が良いのではないかと。	ワーキンググループは検討組織から削除し、執筆分担とあわせて巻末に掲載します。	有

5	第2章	<p>第3節齋藤喜十郎家についてと第5節庭園地の変遷に齋藤家の歴史が重複している。第2章については全体的に構成を見直した方がわかりやすいのではないか。</p>	<p>第5節庭園地の変遷に掲載していた齋藤家の来歴を第3節齋藤喜十郎家についてにまとめ、構成を第3節齋藤喜十郎家について第4節庭園をめぐる自然環境と歴史第5節庭園地の変遷から第3節庭園をめぐる自然環境と歴史第4節齋藤喜十郎家について第5節庭園地の変遷第6節別邸の造営と庭園の築造に修正します。</p>	有
6	<p>第2章 40頁41 頁表2-2</p>	<p>行政が策定する文化財の保存活用計画に、ここまで詳細な年表を載せる必要があるか疑問に感じる。</p>	<p>旧齋藤氏別邸庭園に関わる歴史年表として記載しています。文化庁からも庭園の歴史や庭園周辺の自然環境・社会環境についても詳細な記述をするよう指導されています。しかし、細かい数字等は一部削除します。</p>	有
7	<p>第4章 第10章</p>	<p>現在の指定管理者の現状が詳しく記載されている。指定管理者は公募で選定されており、文化財の保存活用計画という性格を踏まえると、次の選定に影響が及ばないよう簡潔に記した方が良い。</p>	<p>検討委員会での意見や文化庁の指導もあり、現状については課題がわかりやすいように詳細に記載しています。また、選定に関する内容は、選定の指針となるべき事項や注意する点を記載しています。国指定名勝庭園の管理は一般の施設管理とは異なることを示しています。</p>	無
8	<p>第10章7 行目</p>	<p>「～仕様書」を下記のとおり掲載した。」とあるが仕様書が見当たらない。</p>	<p>仕様書を巻末の「関連法令等」に移動した際の修正もれでした。巻末に掲載したと修正します。</p>	有

9	第13章	<p>検討委員会の設置主体が新潟市教育委員会とあるが、計画の策定者が新潟市なら検討委員会の設置主体は新潟市で良いと思う。</p>	<p>計画の策定者は新潟市教育委員会なので新潟市教育委員会が検討委員会の設置主体となりますが、新潟市は市長部局が文化財業務（＝教育委員会業務）を補助執行しておりますので、市長部局の歴史文化課が教育委員会として検討委員会を設置します。</p>	無
10	計画全体	<p>旧齋藤家別邸には身障者用と管理用の駐車場だけで利用者用の専用駐車場はない。一般利用者は美術館の第2駐車場を利用できるのでなんとか対応できると思うが観光バスなどの大型車の駐車場が近くに必要だと思う。将来に備え、大型車用駐車場の必要性を計画書のどこかに記載しておいた方が良い。</p>	<p>第4章で駐車場の現状と課題に触れていましたが、今後のことは記載がありませんでした。第8章整備で大型車用駐車場の必要性を追加記載します。</p>	有